

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

## 香川県人事委員会規則第11号

### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義) 第3条 略  (1) 採用 <u>職員以外の者</u> を職員の職（以下「職」という。）に任命すること（ <u>臨時的任用を除く。</u> ）をいう。 (2) 昇任 職員を <u>その職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職</u> に任命することをいう。 (3) 降任 職員を <u>その職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職</u> に任命することをいう。 (4) 転任 職員を <u>その職員が現に任命されている職以外の職</u> に任命することであって前2号に定めるものに該当しないものをいう。	(用語の意義) 第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。この定義には臨時的任用を含まないものとする。 (1) 採用 <u>現に職員の職</u> （以下「職」という。） <u>についていない者</u> を <u>新たに職</u> に任命することをいう。 (2) 昇任 職員を <u>法令その他の規程により、公の名称（職務の級、組織上の地位、警察官の階級等）が与えられている職</u> でその現に有するもの <u>より上位のもの</u> に任命することをいう。 (3) 降任 <u>昇任の反対</u> の場合をいう。 (4) 転任 職員を <u>昇任及び降任以外の方法</u> で他の職に任命することをいう。
(任命方法の一般的基準) 第4条 略	(任命方法の一般的基準) 第4条 略
(名簿の種類) 第5条 任用に関する候補者名簿は、採用試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿（以下「採用候補者名簿」という。）及び昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿（以下「昇任候補者名簿」という。）の2種とする。	
(試験による採用又は昇任の方法) 第6条 職員の採用は、次条の規定により選考によることができる場合を除き、 <u>採用候補者名簿に登載された採用候補者</u> のうちから行わなければならない。	(試験による採用又は昇任の方法) 第5条 職員の採用又は昇任は、 <u>第7条、第8条</u> の規定により選考によることができる場合を除き、 <u>試験の結果作成される任用候補者名簿に基づき提示された任用候補者</u> のうちから行わなければならない。

2 職員の昇任は、第8条第3項の規定により試験を実施する場合は、昇任候補者名簿に登載された昇任候補者のうちから行わなければならない。

3 前2項の規定により職員を任命する場合においては、任命権者は、採用については採用候補者名簿からの採用候補者の提示を、昇任については昇任候補者名簿からの昇任候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

2 前項の規定により職員を任命する場合においては、任命権者は、採用については採用候補者名簿からの、昇任については昇任候補者名簿からの任用候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

#### (選択の方法)

第6条 提示された任用候補者からの任命すべき者の選択は、任命すべき者1人につき、提示における高点順の志望者5人のうちから行うものとする。ただし、一の提示により補充されるべき職が4以上ある場合においては、そのうち3の職への任用につき選択の範囲に入りながら選択されなかつた任用候補者は、その提示により補充されるべき職中残余の職への任用については、その選択の範囲から除いて、当該提示に係る高点順の志望者5人のうちから、その選択を行うことができる。

#### (選考による採用の方法)

第7条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があつたものとみなす。

##### (選考による採用の方法)

第7条 法第17条の2第1項ただし書の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる職への採用を行う場合とする。

(1) 略

(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める職

(3) 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する公務員の職又は国的一般職に属する公務員の職に現に任用されている者又はかつて任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める職

(4) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める職

(5) 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する教職員の職に現に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める職

(1) 略

(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める職

(3) 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する公務員の職又は国的一般職に属する公務員の職に現に任用されている者又はかつて任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

(4) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

(5) 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する教職員の職に現に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職と同等以下と人事委員会が認める職

認める職

(6)～(9) 略

2 略

(試験又は選考による昇任)

第8条 行政職給料表の職務の級が6級以下の職又はこれらの職に相当する  
と人事委員会が認める職（警察官である職員の職を除く。）への昇任は、  
選考によるものとする。

2 略

(1) 公安職給料表の職務の級が7級以上の職（警視をもって充てる職に  
限る。）

(2) 前号に規定するもののほか、別表第3に掲げる職

3 公安職給料表の職務の級が6級以下の職のうち、警察官の階級を異にして昇任させるものは、試験又は選考によるものとする。

第9条 削除

(選考に合格したとみなすことができる職)

第10条 人事委員会は、名簿（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿をいう。  
以下同じ。）がなく、かつ、人事行政の運営上必要があると認める場合においては、人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で当該試験又は選考に係る職に相当

(6)～(9) 略

2 略

(選考による昇任の方法)

第8条 職員（警察官である職員を除く。）の職への昇任は、選考によるものとする。

2 警察官である職員の職のうち、次に掲げる職への昇任は、選考によるものとする。

(1) 次に掲げる職

ア 公安職給料表の職務の級が7級以上の職（警視をもって充てる職に  
限る。）

イ 公安職給料表の職務の級が7級以下の職のうち警察官の階級を異に  
しないで昇任させる職務の級が1級上位の職

(2) 昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と同等以下と人  
事委員会が認める職

(3) 前2号に規定するもののほか、試験によることが不適当であると人  
事委員会が認める職で、別表第3に掲げるもの

3 前2項の場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(任用の方法の特例)

第9条 第41条の規定による通知がなされた職又は第40条から第42条までの  
規定により提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場合に  
おいて他に適当な任用候補者がない旨の通知が人事委員会からなされた職  
については、第6条の規定にかかわらず、当該提示又は通知に係るもの  
うちから、その職に採用し、又は昇任させることができる。

(選考に合格したとみなすことができる職)

第10条 人事委員会は、任用候補者名簿がなく、かつ、人事行政の運営上必要があると認める場合においては、人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で当該試験又は選考に係る職に相当するものと人事委員会が認めるものについて、当

するものと人事委員会が認めるものについて、当該試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(臨時の任用を行うことができる場合)

第11条 略

(1)・(2) 略

(3) 任命権者が、その名簿に記載された採用候補者又は昇任候補者（以下「任用候補者」という。）の提示の請求に対し、人事委員会から適當な任用候補者がない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数（以下「正規の提示数」という。）に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用若しくは昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適當な任用候補者がない旨の通知を受けた場合

2 略

(選考の基準)

第28条 選考の基準は、就けようとする職の適性を有することとし、昇任の場合については、勤務成績が良好であることを含むものとする。

2 略

(選考の実施の委任)

第30条 人事委員会は、別表第4に掲げる職への採用に係る選考の実施、第8条第2項第2号に掲げる職のうち警部、警部補又は巡査部長をもって充てる職への昇任に係る選考の実施及び第8条第3項に規定する昇任に係る選考の実施を任命権者に委任する。

2 略

第31条 削除

(任用候補者の正規提示)

該試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

(臨時の任用を行うことができる場合)

第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を臨時に任用することができる。

(1)・(2) 略

(3) 任命権者が、その任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適當な任用候補者がない旨若しくは候補者の数が第40条に規定する正規の提示数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適當な任用候補者がない旨の通知を受けた場合

2 略

(選考の基準)

第28条 選考の基準は、人事委員会が別に定める選考基準表によるほか、就けようとする職の適性を有することとし、昇任の場合については、勤務成績が良好であることを含むものとする。

2 略

(選考の実施の委任)

第30条 人事委員会は、別表第4に掲げる職への採用に係る選考の実施及び別表第5に掲げる職への昇任に係る選考の実施を任命権者に委任する。

2 略

(任用候補者名簿の種類)

第31条 任用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、採用試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿及び昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿の2種とする。

(任用候補者の正規提示)

第40条 第6条の請求があったときは、人事委員会は、当該名簿から当該職を志望すると認められる者をその名簿から高点順に提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が正規の提示数に満たない場合においては、人事委員会は、最も適當と認める他の名簿から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を高点順に選択して前項の名簿から提示される者の次位以下に正規の提示数に達するまで加えたものを提示することができる。

3 略

#### 第41条 削除

##### (任用候補者の付加提示)

第42条 人事委員会は、第40条の規定により任用候補者を提示する場合においては、提示された者が任用を辞退する場合に備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められるものがある場合においてはその者のうちから、その者がない場合又はその者の数が必要とされる数に満たない場合においては当該任用につき最も適當と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ任用候補者を高点順に加えて提示することができる。

#### 別表第4 (第30条関係)

略

第40条 第5条の請求があったときは、人事委員会は、当該名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者をその名簿から高点順に提示するものとする。ただし、同じ得点の者が2人以上あるため正規の提示数の最後の順位に入るべき者が決めがたいときはこれらの者をすべて提示するものとする。

2 前項の名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が正規の提示数に満たない場合においては、人事委員会は、最も適當と認める他の名簿から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に提出することができる。

3 略

##### (任用候補者の正規提示ができない場合)

第41条 人事委員会は、前条の規定によっても提示すべき者の数が正規の提示数に満たない場合において、その数が5人以上であるときは、これを提示し、その数が5人未満のときは、その任用候補者の氏名及び得点を任命権者に通知するものとする。

##### (任用候補者の付加提示)

第42条 人事委員会は、第40条の規定により任用候補者を提示する場合においては、第6条ただし書に規定する場合又は提示された者が任用を辞退する場合に備え、当該任用につき当該名簿中提示される者の次位以下の得点者で当該職を志望すると認められるものがある場合においてはその者のうちから、その者がない場合又はその者の数が必要とされる数に満たない場合においては当該任用につき最も適當と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ任用候補者を高点順に加えて提示することができる。

#### 別表第4 (第30条関係)

略

#### 別表第5 (第30条関係) 昇任に係る選考の実施を任命権者に委任する職

1 次に掲げる職(警察官である職員の職を除く。)

(1) 別表第4第1号、第2号及び第4号に掲げる職

(2) 組織上の地位を異にしないで昇任させる職務の級が1級上位の職

2 次に掲げる職（警察官である職員の職に限る。）

(1) 別表第4第3号に掲げる職

(2) 組織上の地位及び警察官の階級を異にしないで昇任させる職務の  
級が1級上位の職

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。